

行事の共催及び後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、公益財団法人川崎市国際交流協会（以下「協会」という。）が共催又は後援、協力をする場合の基準及び事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等と協会がともに事業等の主体となって、共同で短期間の事業等を行い、相互の役割分担及び社会的責任が求められる形態をいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業等に対して、金銭的支出をとまなわず、かつ協会の目的に沿ったもので、単に協会が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を許すことによって支援することをいう。
- (3) 協力 かわさき国際交流民間団体協議会に属する団体等が主催する事業及び別途会長が認めた事業等に対して、金銭的支出をとまなわず、かつ協会の目的に沿ったもので、協会が事業等の趣旨に賛同、奨励し、協力することをいう。

(申請)

第3条 協会の共催又は後援を受けようとする団体等は、事業等を実施する14日前までに共催・後援申請書（第1号様式（1））に、協力を受けようとする団体等は、事業等を実施する14日前までに協力事業申請書（第1号様式（2））に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業等計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(承諾等)

第4条 会長は、前条の共催・後援申請書又は協力事業申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいてその内容を審査し、共催・後援又は協力を承諾するときは共催・後援承諾通知書（第2号様式（1））又は協力事業承諾通知書（第2号様式（2））により、共催・後援又は協力を承諾しないときは共催・後援不承諾通知書（第3号様式（1））又は協力事業不承諾通知書（第3号様式（2））により団体等に通知するものとする。

- (1) 川崎市の市民レベルでの国際交流活動を推進するものと認められる事業等であること。
- (2) 市の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とした事業等であること。

- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められるものが主催する事業等であること。
- (4) 公益性を有する事業等であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、共催又は後援を承諾しない。
 - (1) 法令又は公序良俗に反するもの
 - (2) 営利を目的としているもの
 - (3) その他、協会の運営に関する一般方針に反するもの
- 3 共催及び後援の承諾期間は、承諾通知書を交付した日から当該事業の終了する日までとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、第 1 項の承諾に条件を付することができる。
(変更)

第 5 条 団体等は、前条の規定により承諾を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに共催・後援変更申請書（第 4 号様式（1））又は協力事業変更申請書（第 4 号様式（2））を会長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 協会は、前項の共催・後援変更申請書又は協力事業変更申請書を受理したときは、前条に規定する基準に基づいて審査し、共催・後援又は協力を承諾するときは共催・後援変更承諾通知書（第 5 号様式（1））又は協力事業変更承諾通知書（第 5 号様式（2））により、共催・後援又は協力を承諾しないときは共催・後援変更不承諾通知書（第 6 号様式（1））又は協力事業変更不承諾通知書（第 6 号様式（2））により団体等に通知するものとする。

(報告)

第 6 条 事業等を実施した団体等は、事業等終了後一ヶ月以内に共催・後援事業実施報告書（第 7 号様式（1））又は協力事業実施報告書（第 7 号様式（2））を会長に提出しなければならない。

(承諾の取り消し等)

第 7 条 会長は、共催又は後援の承諾後において、第 4 条第 1 項に規定する基準に適合しない事実が判明したとき、第 4 条第 2 項に規定する基準に該当する事実が判明したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、共催・後援取消通知書（第 8 号様式（1））又は協力事業取消通知書（第 8 号様式（2））により団体等に通知し、その承諾を取り消すことができる。

- (1) 申請した団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。
- (2) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (3) 会長が取消しを必要と認めたとき。
- 2 承諾の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、協会はその賠償の責めを負わない。
- 3 第 1 項の規定により承諾が取り消された事業等又は事業等の実施後に第 1 項に該当したことが明らかになった事業等に係る翌年度以降の共催及び後援、

協力は、原則として行わないものとする。

(事務主管課等)

第 8 条 共催及び後援、協力に関する承諾事務は、協会が行うものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、共催及び後援、協力に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

年 月 日

共催・後援申請書

(あて先)

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

(申請者) 住 所 〒

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次の事業等について、公益財団法人川崎市国際交流協会の共催又は後援の承諾を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

共 催 又 は 後 援	☐ 共催 ☐ 後援 ※希望するものにレ点を入れてください
事 業 等 の 名 称	
期 日 又 は 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
事 業 等 を 行 う 場 所	
事 業 等 の 概 要	
事 業 等 の 対 象 者	
他の共催・後援予定者	
過 去 の 実 績	☐ 前回の申請（平成 年 月 日） ☐ 初めて申請する ※いずれかにレ点を入れてください
事 務 責 任 者	住 所：〒 氏 名： 電話番号：
団体等の HP アドレス	

関係書類として次の書類を添付して下さい。

- (1) 事業等計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類

年 月 日

協 力 事 業 申 請 書

(あて先)

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

(申請者) 住 所 〒

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次の事業等について、公益財団法人川崎市国際交流協会の事業協力の承諾を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

事 業 等 の 名 称	
期 日 又 は 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
事 業 等 を 行 う 場 所	
事 業 等 の 概 要	
事 業 等 の 対 象 者	
他の共催・後援予定者	
事 業 協 力 の 内 容	※詳細を具体的に記入
過 去 の 実 績	☐ 前回の申請 (年 月 日) ☐ 初めて申請する ※いずれかにレ点を入れてください
事 務 責 任 者	住 所 : 〒 氏 名 : 電話番号 :
団体等の HP アドレス	

関係書類として次の書類を添付して下さい。

- (1) 事業等計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類

川国協第 号
年 月 日

共催・後援承諾通知書

様

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

年 月 日付で申請のありました事業等について、次のとおり承諾します。

事業等の名称	
承諾の期日又は期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業内容等	申請書記載のとおり
承諾にあたっての条件	(1) 共催（後援）した事業で作成するポスター、ちらし、プログラム等には、「公益財団法人川崎市国際交流協会」又は「（公財）川崎市国際交流協会」と名義を記載すること。 (2) 承諾を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに会長へ届出をし、承諾を受けること。 (3) 共催・後援承諾通知書を交付した後においても、承諾基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき、会長が取り消しを必要と認めたとき等は、その承諾を取り消すことがある。 (4) 上記の場合において、団体等が損害を受けても協会は一切賠償の責めは負わない。 (5) 事業等を行うにあたって生じた事故、災害等については、団体等が一切その責任において処理をしなければならない。 (6) 事業等の終了後は、一ヶ月以内に事業結果について報告すること。
担当	公益財団法人川崎市国際交流協会 総務課担当 電話 044 - 435 - 7000 FAX 044 - 435 - 7010

川国協第 号
年 月 日

協力事業承諾通知書

様

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

年 月 日付で申請のありました事業協力について、次のとおり承諾します。

事業等の名称	
承諾の期日又は期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業内容等	申請書記載のとおり
承諾にあたっての条件	(1) 共催（後援）した事業で作成するポスター、ちらし、プログラム等には、「公益財団法人川崎市国際交流協会」又は「（公財）川崎市国際交流協会」と名義を記載すること。 (2) 承諾を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに会長へ届出をし、承諾を受けること。 (3) 共催・後援承諾通知書を交付した後においても、承諾基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき、会長が取り消しを必要と認めたとき等は、その承諾を取り消すことがある。 (4) 上記の場合において、団体等が損害を受けても協会は一切賠償の責めは負わない。 (5) 事業等を行うにあたって生じた事故、災害等については、団体等が一切その責任において処理をしなければならない。 (6) 事業等の終了後は、一ヶ月以内に事業結果について報告すること。
担 当	公益財団法人川崎市国際交流協会 総務課担当 電話 044 - 435 - 7000 FAX 044 - 435 - 7010

川国協第 号
年 月 日

共催・後援不承諾通知書

様

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

年 月 日付けで申請のありました事業等について、次の理由で承諾
しません。

事業等の名称

承諾しない理由

備考

担当

公益財団法人川崎市国際交流協会 総務課担当
電話 044 - 435 - 7000 FAX 044 - 435 - 7010

川国協第 号
年 月 日

協力事業不承諾通知書

様

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

年 月 日付けで申請のありました事業等について、次の理由で承諾しません。

事業等の名称

承諾しない理由

備考

担当

公益財団法人川崎市国際交流協会 総務課担当
電話 044 - 435 - 7000 FAX 044 - 435 - 7010

年 月 日

共 催 ・ 後 援 変 更 申 請 書

(あて先)
公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

(申請者) 住 所 〒

団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

既承諾事業等について、次のとおり変更承諾を受けたいので関係書類を添えて申請します。

既に受けた承諾事業の 文書番号及び年月日	川国協第 号 年 月 日
事 業 等 の 名 称	
変 更 理 由	
変 更 内 容	
そ の 他 の 必 要 事 項	

年 月 日

協 力 事 業 変 更 申 請 書

(あて先)
公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

(申請者) 住 所 〒

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

既承諾事業等について、次のとおり変更承諾を受けたいので関係書類を添えて申請します。

既に受けた承諾事業の 文書番号及び年月日	川国協第 号 年 月 日
事 業 等 の 名 称	
変 更 理 由	
変 更 内 容	
そ の 他 の 必 要 事 項	

川国協第 号
年 月 日

共 催 ・ 後 援 変 更 承 諾 通 知 書

様

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

年 月 日付けで変更申請のありました事業等について、次のとおり承諾します。

事 業 等 の 名 称	
事 業 内 容 等	申請書及び変更申請書記載のとおり
承諾にあたっての条件	
担 当	公益財団法人川崎市国際交流協会 総務課担当 電話 044 - 435 - 7000 FAX 044 - 435 - 7010

川国協第 号
年 月 日

協力事業変更承諾通知書

様

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

年 月 日付けで変更申請のありました事業等について、次のとおり承諾
します。

事業等の名称	
事業内容等	申請書及び変更申請書記載のとおり
承諾にあたっての条件	
担 当	公益財団法人川崎市国際交流協会 総務課担当 電話 044 - 435 - 7000 FAX 044 - 435 - 7010

川国協第 号
年 月 日

共催・後援変更不承諾通知書

様

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

年 月 日付けで変更申請のありました事業等について、次の理由で、承諾しません。

事業等の名称

承諾しない理由

備考

担当

公益財団法人川崎市国際交流協会 総務課担当
電話 044 - 435 - 7000 FAX 044 - 435 - 7010

川国協第 号
年 月 日

協力事業変更不承諾通知書

様

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

年 月 日付けで変更申請のありました事業等について、次の理由で、承諾
しません。

事業等の名称	
承諾しない理由	
備考	
担当	公益財団法人川崎市国際交流協会 総務課担当 電話 044 - 435 - 7000 FAX 044 - 435 - 7010

川国協第 号
年 月 日

共 催 ・ 後 援 事 業 実 施 報 告 書

(あて先)

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

(申請者) 住 所 〒

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

公益財団法人川崎市国際交流協会の共催又は後援を受けて実施した事業について、次のとおり終了しましたので報告します。

事 業 等 の 名 称	
期 日 又 は 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業等を行う場所	
事 業 等 の 概 要 〔 事業等の内容が明確 に把握できる書類も 添付してください。 〕	
参 加 者 数	
他の共催・後援者	
成 果 等	

関係書類として次の書類を添付して下さい。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業開催にあたり作成した共催（後援）名義の記載のあるポスター、ちらし、プログラム類
- (3) 開催当日の写真

川国協第 号
年 月 日

協 力 事 業 実 施 報 告 書

（あて先）

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

（申請者）住 所 〒

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

公益財団法人川崎市国際交流協会の協力を受けて実施した事業について、次のとおり終了しましたので報告します。

事 業 等 の 名 称	
期 日 又 は 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業等を行う場所	
事 業 等 の 概 要 [事業等の内容が明確 に把握できる書類も 添付してください。]	
参 加 者 数	
他の共催・後援者	
成 果 等	

関係書類として次の書類を添付して下さい。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業開催にあたり作成した共催（後援）名義の記載のあるポスター、ちらし、プログラム類
- (3) 開催当日の写真

川国協第 号
年 月 日

共 催 ・ 後 援 取 消 通 知 書

様

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

年 月 日付け、 川国協第 号で承諾した事業等について、次の理由で承諾を取り消します。

事 業 等 の 名 称	
取 り 消 す 理 由	
備 考	
担 当	公益財団法人川崎市国際交流協会 総務課担当 電話 044 - 435 - 7000 FAX 044 - 435 - 7010

川国協第 号
年 月 日

協 力 事 業 取 消 通 知 書

様

公益財団法人川崎市国際交流協会 会長

年 月 日付け、 川国協第 号で承諾した事業等について、次の理由で承諾を取り消します。

事 業 等 の 名 称	
取 り 消 す 理 由	
備 考	
担 当	公益財団法人川崎市国際交流協会 総務課担当 電話 044 - 435 - 7000 FAX 044 - 435 - 7010